号外 第28号 平成17年7月1日(金) (毎週 月・水・金発行)

#### 目 次

		古		亦																														
0	熊	本り	県 立	総	合	体	育:	館	条	例》	别是	表に	_ 撂	げ	る	知	事	が	定	め	る	額							. (	体育	保	健調	長)	1
		登	載	į	依		頼																											
																														体育				1
0	熊	本リ	県 立	学	校	体	育	施	設	の{	更丿	用に	. 関	す	る	規	則	$\mathcal{O}$	_	部	を	改	正	す	る	規リ	則一		· (		"		)	2
0	熊	本記	武道	館	条	例	施	行	規	則(	カ -	一 音	らを	改	正	す	る	規	則·										. (		"		)	2
0	熊	本リ	見見	総	合	運	動	公	袁	及で	ゾリ	県 虐	八音	代	運	動	公	袁	使	用	規	則	0)		部	をi	攻ī	Εđ	-					
	る	規則	<b>il</b> · · ·																										. (		"		)	3
0	熊	本リ	県 立	総	合	体	育:	館	使	用丸	見り	則の	) —	部	を	改	正	す	る	規	則								. (		"		)	4
0	熊	本り	県 総	合	射	擊	場	使	用:	規則	ĮI) (	カー	- 部	を	改	正	す	る	規	則									· (		"		)	8

#### 告 示

### 熊本県告示第865号の2

昭和 57 年 9 月 28 日熊本県告示第 1016 号 (熊本県立総合体育館条例 (昭和 57 年熊本県 条例第33号)別表に掲げる知事が定める額)の一部を次のように改め、熊本県立総合体育 館条例の一部を改正する条例(平成17年熊本県条例第29号)の施行日から施行する。

平成17年7月1日

熊本県知事 子 潮 谷 義

#### 照明設備の使用料

区	分	単 位	金 額
大体育室	全部の点灯	1時間までごとにつき	3,570 円
	2分の1の点灯	1時間までごとにつき	1,890 円
中体育室		1時間までごとにつき	1,260 円
室内温水プール	全部の点灯	1時間までごとにつき	1,260 円
	2分の1の点灯	1時間までごとにつき	630 円
	3分の1の点灯	1時間までごとにつき	420 円

## 大体育室冷暖房設備の使用料

区 分	単 位	金 額
大体育室冷暖房設備	1時間までごとにつき	10,500 円

# 登載依頼

藤崎台県営野球場使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 17 年 7 月 1 日

> 熊本県教育委員会委員長 岡 畑

寬

## 熊本県教育委員会規則第 11 号

藤崎台県営野球場使用規則の一部を改正する規則

藤崎台県営野球場使用規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第9号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「第10条」を「第15条」に改める。

第2条及び第5条を削る。 第3条第1項中「条例第3条」を「条例第5条第1項」に改め、「、使用しようとする 日の7日前までに」を削り、同条第2項中「条例第3条」を「条例第5条第1項」に改め、 同条を第2条とする。

第4条中「使用の取消又は」を削り、「、使用の日前3日までに」を「、使用期日の7

日前までに」に、「藤崎台県営野球場使用許可変更(取消)申請書」を「藤崎台県営野球 場使用許可変更申請書」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

- 第4条 条例第8条第4項ただし書の規定により既納の使用料を還付する場合は、次の各 号のいずれかに該当するときとする。
  - 使用者の責めに帰することができない事由により、野球場を使用することができ なくなったとき。
  - 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。 (2)
  - 教育委員会が管理上の必要により使用の許可を取り消したとき。
- 使用料の還付を受けようとする者は、藤崎台県営野球場使用料還付申請書(別記第4 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第6条中「条例第8条」を「条例第9条」に改め、同条を第5条とする

別記第1号様式中「別記第1号様式(第3条関係)」を「別記第1号様式(第2条関 係)」に、別記第2号様式中「別記第2号様式(第3条関係)」を「別記第2号様式(第 2条関係)」に、別記第3号様式中「別記第3号様式(第4条関係)」を「別記第3号様式 (第3条関係)」に、「藤崎台県営野球場使用許可変更(取消)申請書」を「藤崎台県営 野球場使用許可変更申請書」に、「次のとおり変更(取消)したいので」を「次のとおり 変更したいので」に、「変更(取消)の理由」を「変更の理由」に、別記第4号様式中「別 記第4号様式(第5条関係)」を「別記第4号様式(第4条関係)」に、「藤崎台県営野球 場使用料返還申請書」を「藤崎台県営野球場使用料還付申請書」に、「熊本県知事」を「熊 本県教育委員会」に、「使用料の返還」を「使用料の還付」に、「返還申請の理由」を「還 付申請の理由」に、別記第5号様式中「別記第5号様式 (第6条関係)」を「別記第5号 様式 (第5条関係)」に改める。

則 附

- この規則は、藤崎台県営野球場条例の一部を改正する条例(平成 17 年熊本県条例第 35号)の施行日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の藤崎台県営野球場使用規則の規定に基づいて提出さ れている申請書その他の書類は、改正後の藤崎台県営野球場使用規則の相当規定に基づ いて提出された申請書その他の書類とみなす。
- この規則の施行の際現に存する改正前の藤崎台県営野球場使用規則に規定する様式に よる用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月1日

熊本県教育委員会委員長

#### 熊本県教育委員会規則第 12 号

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立学校体育施設の使用に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第10号) の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「許可の取り消し等」を「許可の取消し等」に改め、同条中「停止さ せることができる。」の前に「使用を」を加え、第5条を次のように改める。 (使用料の還付)

- 条例第4条第3項ただし書の規定により、既納の使用料を還付する場合は、次の各 号のいずれかに該当するときとする。
  - 使用者の責めに帰することができない事由により、体育施設を使用することがで きなくなったとき。
  - (2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。(3) 前条第3号により、使用の許可を取り消したとき。
- 前項の規定により使用料の還付を受けようとする代表者は、使用しないこととなった日以降5日以内に、使用料還付申請書(別記第3号様式)を校長に提出しなければなら ない。

第3号様式中「県立学校体育施設使用料返還申請書」を「県立学校体育施設使用料還付 申請書」に、「昭和 年 月 日」に、「使用料を返還」 日」を「 年 月 を「使用料を還付」に、「返還申請の理由」を「還付申請の理由」に、「返還を求める金 額」を「還付を求める金額」に改める。

則

- この規則は、熊本県立学校体育施設の使用に関する条例の一部を改正する条例(平成 17年熊本県条例第33号)の施行日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県立学校体育施設の使用に関する規則の規定に 基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県立学校体育施設の使用 に関する規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県立学校体育施設の使用に関する規則に 規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

熊本武道館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。